

測量等業務に係る最低制限価格制度の取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（積算体系がこれらと同じ業務を含む。以下「測量等業務」という。）に係る南丹市契約規則（平成18年南丹市規則第72号）第24条の規定に基づく最低制限価格制度の事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格の設定)

第2条 最低制限価格は、契約ごとに10分の6から10分の8.1まで（測量業務にあつては契約ごとに10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあつては、契約ごとに3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で契約担当者等の定める割合を予定価格に乗じて得た価格とし、その割合の算定は次のとおりとする。

(1) 別表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合を基礎として算定する。ただし、測量業務及び地質調査業務以外の業務については、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、測量業務については、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2とし、10分の6に満たない場合は10分の6とするものとし、地質調査業務については、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5とし、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とする。

(2) 前号の規定は、別表業種区分の欄に掲げる業務と同一の積算体系を有する業務について準用する。

(3) 積算体系が直接人件費、直接経費、技術経費及び諸経費で構成される業務については、別表業種区分「建築関係の建設コンサルタント業務」の②中「特別経費」とあるのは「直接経費」と、③中「技術料等経費」とあるのは「技術経費」と読み替えた上で「建築関係の建設コンサルタント業務」として第1号の規定を準用する。

(4) 複数の業種区分から構成される測量等業務については、構成する各業務について、別表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額から千円未満の端数を切り捨てた額を算出し、これらを合算した額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合を基礎として算定する。ただし、別表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに額を算出するに際し、測量業務及び地質調査業務以外の業務については、その額が設計額（消費税額及び地方消費税額を除く。以下この号において同じ。）の10分の8.1を超える場合にあっては設計額の10分の8.1とし、設計額の10分の6に満たない場合にあっては設計額の10分の6とするものとし、測量業務については、その額が設計額の10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2とし、設計額の10分の6に満たない場合は10分の6とし、地質調査業務については、その額が設計額の10分の8.5を超える場合にあっては設計額の10分の8.5とし、設計額の3分の2に満た

ない場合にあっては設計額の3分の2とする。

(5) 特別なものについては、前4号の算定方法にかかわらず、10分の6から10分の8.1まで（測量業務にあっては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合とする。

（最低制限価格の確定）

第3条 契約担当者は、測量等業務の契約を競争入札に付そうとするときは、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により最低制限価格を算出し、予定価格調書に「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに、当該最低制限価格に110分の100を乗じて得た金額を「入札書比較価格〇〇円」と記載しておくものとする。

（競争入札参加者への周知）

第4条 本制度の円滑な運用を図るため、測量等業務の契約に係る一般競争入札にあっては入札説明書、入札公告その他に、指名競争入札にあっては入札通知書に、最低制限価格制度を適用すること及び最低制限価格未満で入札した者は失格とすることを明記するものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月1日から施行し、施行日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行し、施行日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行し、施行日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行し、施行日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。

別表（第2条関係）

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額